

総基料第423号  
平成13年11月8日

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 井上 秀一 殿

総務省総合通信基盤局長  
鍋 倉 真

### 利用者料金変更と接続料変更の先後について

標記に関しては、平成13年10月31日に情報通信審議会から「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可について（Iインタフェース加入者モジュール折返し機能の接続料の変更）」の諮問に対する答申において、別添のとおり、提言が行われたところである。

これに関しては、下記のとおり貴社において適切な措置を講じられたい。

#### 記

- 1 貴社において、今後、指定電気通信設備を利用したサービスにおける利用者料金を変更することによって当該利用者料金よりも当該サービスに係る接続料が上回る場合は、利用者料金の変更前に当該接続料に係る接続約款が実施されるよう接続約款変更の申請を行うこと
- 2 貴社の接続約款において接続料の変更が実施される前に利用者料金が増額される場合には、利用者料金の変更の日から変更後の接続料を適用すること

(答 申)

平成13年9月21日付け諮問第1042号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1. (略)

2. なお、総務省において、今後、次の措置が講じられるよう配慮することを要望する。

NTT東日本・西日本において、今後、指定電気通信設備を利用したサービスにおける利用者料金を変更することによって当該利用者料金よりも当該サービスに係る接続料が上回る場合は、利用者料金の変更前に当該接続料に係る接続約款が実施されるよう接続約款変更の申請を行うこと。また、接続約款が実施される前に利用者料金に変更される場合には、利用者料金の変更の日から変更後の接続料を適用すること。

3. (略)

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する  
意見及びその考え方（Ｉインタフェース加入者モジュール折返し機能の接続料の変更）

意見	考え方
<p>意見 利用者向け料金の実施時期については、接続料が認可される時期以降とすべき。</p>	
<p>○ 本接続料は現行の2,301円から1,740円となり、低廉化したことは評価できますが、本申請と同時期に10月1日からのNTT東西の「フレッツ SDN」のユーザ料金変更に関する届出がなされております。</p> <p>接続事業者が料金設定を行うにあたり、NTT東西へ支払う網使用料は大きく影響を受けるため、NTT東西と同時期に料金変更の実施の検討をするためには、遅くともユーザ料金の変更前に認可される時期に申請する事が必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>本申請に係る接続料を利用者料金の変更がなされた10月1日以降から適用することとすべきであり、総務省においては、この点が確保された場合は、認可することが適当と認められる。</p> <p>また、NTT東日本・西日本において、今後、指定電気通信設備を利用したサービスにおける利用者料金を変更することによって当該利用者料金よりも当該サービスに係る接続料が上回る場合は、利用者料金の変更前に当該接続料に係る接続約款が実施されるよう接続約款変更の申請を行うべきである。また、接続約款が実施される前に利用者料金の変更される場合には、利用者料金の変更の日から変更後の接続料を適用すべきである。これら2点について、総務省において措置することを要望する。</p>

